関市告示第185号

関市空き家家財処分費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年 6月 1日

関市長 尾 関 健 治

関市空き家家財処分費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の空き家について空き家登録、賃貸、売却等をするために当該空き家の家財処分を実施する者に対し、関市空き家家財処分費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市民生活の安全・安心な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 空き家 市内に存する専ら人の居住の用に供する家屋若しくはその一部を人の居住の用に供する家屋又はこれら及びこれらとその形状、利用状況等からみて、一体をなしていると市長が認める建築物であって、居住その他の使用がなされていないものをいう。ただし、特定空家等を除く。
 - (2) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律 第127号)第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
 - (3) 所有者等 空き家の所有者又はその相続人をいう。
 - (4) 一般廃棄物収集運搬業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。
 - (5) 空き家登録 関市空き家情報バンク実施要綱第2条第4号に規定する 空き家登録をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象事業(以下「補助事業」という。)は、市長が別に定める基準に基づき、空き家の家財処分を行う事業とする。ただし、第三者へ補助事業を委託する場合は、一般廃棄物収集運搬業者に委託するときに限る。

(補助金の交付対象者)

- 第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、市内において補助事業を行う者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 空き家の所有者等であること。ただし、当該空き家が共有の場合は、全ての共有者が補助事業の実施について同意していること。
 - (2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。
 - ア 空き家について第9条の規定により補助事業の実績報告をする日までに空き家登録を行い、かつ、その後引き続き2年間(空き家登録をした後に売買契約又は賃貸借契約が成約し、関市空き家情報バンク実施要綱第8条の規定により当該空き家登録の抹消をされた場合は、当該空き家登録の日から当該抹消の日まで)空き家登録を継続する意思があること。
 - イ 補助事業の完了後に空き家を解体し、かつ、その跡地を適正に管理し、 又は売却、賃貸その他これらに準ずる処分をすること。
 - (3) 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他の市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。
- 2 補助対象者は、空き家1戸につき、1人とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に 要する経費のうち、空き家の家財の搬出及び処分に要する経費とする。
- 2 前項の場合において、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くもの とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の 端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100,000円を限度とす る。

(補助金の交付申請等)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に、関市空き家家財処分費補助金交付申請書(別記様式第1号) に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支予算書(別記様式第2号)
 - (2) 補助対象経費の内容が分かる書類の写し
 - (3) 一般廃棄物収集運搬業者に補助事業を委託する場合は、関市廃棄物の 処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年関市規則第16号)第16条 第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (4) 空き家が共有の場合は、全ての共有者の同意が確認できる書類
 - (5) 空き家の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)(この項の規定により申請をした日から3月以内に発行されたものに限る。)
 - (6) 申請者と空き家の所有者が異なる場合は、申請者と空き家の所有者の 関係が確認できる書類
 - (7) 空き家の位置図及び補助事業を実施する前の家財の写真
 - (8) 関市空き家家財処分費補助金家財処分後活用計画書(別記様式第3号)
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市空き家家財処分費補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。
- 3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」 という。)は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しよう とするときは、関市空き家家財処分費補助金交付申請変更等承認申請書(別記 様式第5号)に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければなら ない。
- 4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市空き家家財処分費補助金交付申請変更等承認 (不承認)通知書 (別記様式第6号)により、交付決定者に通知する。
- 5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内 容の変更の承認について条件を付けることができる。

(地位の承継)

- 第8条 交付決定者が死亡、破産等のやむを得ない事情がある場合において、交付決定者の承継人が補助金の交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、当該承継人は、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。
- 2 交付決定者は、前項の場合を除き、その地位を第三者に譲渡し、又は担保に 供してはならない。

(実績報告)

- 第9条 交付決定者(前条第1項の規定により交付決定者の地位を承継した者を含む。以下同じ。)は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は第7条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、関市空き家家財処分費補助金実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書(別記様式第2号)
 - (2) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し
 - (3) 関市空き家情報バンク登録完了通知書の写し
 - (4) 補助事業の実施中及び完了後の写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、関市空き家家財処分費 補助金額確定通知書(別記様式第8号)により、交付決定者に通知する。

(補助金の交付等)

- 第11条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付する ものとする。
- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関 市空き家家財処分費補助金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出しなけ ればならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の 全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若 しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
 - (2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
 - (3) 市長が補助事業の実施方法について不適当と認めるとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、 又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市空き家 家財処分費補助金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第10号)により交 付決定者に通知する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。